

標章管理システム運用管理要領の制定について（例規通達）

平成22年 3 月 8 日

本部（交規）第16号

〔沿革〕 平成24年 3 月本部（警務）第12号、26年 2 月本部（情管）第12号、29年 8 月本部（警務）第31号、12月本部（情管）第51号、令和 5 年 3 月第16号、8 年 3 月本部（警務）第17号改正

このたび、標章管理システムの適正な運用を図るため、標章管理システム運用管理要領を別添のとおり制定し、平成22年 4 月19日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

標章管理システム運用管理要領

第 1 趣旨

この要領は、標章管理システムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 標章管理システムの概要

標章管理システムは、次に掲げるシステムを総称するシステムをいう。

(1) 高齢運転者等標章管理システム

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条の 2 に規定する高齢運転者等標章の交付業務を適正に行うため、警務部情報技術企画課、交通部交通規制課及び署に設置された電子計算機又は端末装置及びこれらを接続するデータ電送回線並びにこれらの用に供するプログラムを用いて、高齢運転者等標章に係る情報を一元的に管理するシステムをいう。

(2) 駐車禁止除外指定車標章管理システム

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）第 7 条の 2 第 1 項第11号及び第12号に規定する標章の交付業務を適正に行うため、警務部情報技術企画課、交通部交通規制課及び署に設置された電子計算機又は端末装置及びこれらを接続するデータ電送回線並びにこれらの用に供するプログラムを用いて、標章に係る情報を一元的に管理するシステムをいう。

第 3 運用管理体制

1 運用管理責任者

標章管理システムの運用及び維持管理に関する事務を総括するため、運用管理責任者を置き、交通規制課長をもって充てる。

2 運用管理者

(1) 標章管理システムの設置所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。

(2) 運用管理者は、所属に設置されている標章管理システムの管理に関し、必要な事務を処理する。

3 運用管理補助者

運用管理者を補助するため、運用管理補助者を置き、所属職員のうち次に掲げる者をもって充てる。

(1) 交通規制課
規制を担当する課長補佐

(2) 署
交通課長又は地域交通課長

4 取扱責任者

(1) 運用管理者は、高齢運転者等標章管理システム又は駐車禁止除外指定車標章管理システムの適正な運用を図るため、所属職員のうち、次に掲げる者を取扱責任者として指定するものとする。

ア 交通規制課
許認可事務を担当する警部補の階級にある警察官

イ 署
交通管理事務を担当する警部補又は巡査部長の階級にある警察官

(2) 取扱責任者は、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア 交通規制課
(ア) 標章管理システムの適正な維持管理及び円滑な運用を図るための必要な調整

(イ) 標章の申請等に係る情報を遅滞なく、かつ、的確に登録、修正又は削除することによる駐車禁止除外指定車標章管理システムの適正な維持管理及び情報の正確性の確保

イ 署
標章の申請等に係る情報を遅滞なく、かつ、的確に登録、修正又は削除することによる高齢運転者等標章管理システムの適正な維持管理及び情報の正確性の確保

5 取扱補助者

運用管理者は、必要に応じ、所属職員から取扱補助者を指定し、取扱責任者の事務を補助させることができる。

第4 指定報告

運用管理者は、第3の4及び5の規定により取扱責任者及び取扱補助者を指定したときは、標章管理システム取扱責任者等指定報告書（別記様式）を作成の上、本部長に報告（交通規制課長経由）すること。

第5 障害発生時の措置

運用管理責任者及び運用管理者は、設備等に障害が発生した場合は、速やかに障害の状況、原因等を調査し、関係者に連絡するなどの復旧のための措置を講ずるものとする。

第6 安全の確保

標章管理システムにおける個人情報その他の情報の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項により、その安全を確保しなければならない。